


豊中市通学支援サービス について



だれもがいきいきと暮らし
みんなで支えあうまち

豊中市障害福祉課

令和4年4月版

もくじ

1	「通学支援サービス」とは？	1
2	利用できる方	1
3	支援の内容	1
4	支援の範囲	2
5	利用の流れ	2
6	利用料と利用者の負担	3
7	Q&A	4
8	相談窓口	5

1 「通学支援サービス」とは？

保護者の体調や就労等の理由により、ひとりで通学が困難となっている障害のある児童・生徒にガイドヘルパーを派遣し、通学のために必要な支援を行います。

2 利用できる方

まずはご相談ください。

身体障害、知的障害、精神障害、難病のある児童・生徒
かつ

小学校、中学校、高等学校のいずれかに在籍し、保護者の体調や就労等の理由により、付き添いが困難であると認められる場合。

【保護者の体調や就労等の理由とは…】

- ① 家庭の養育力が欠如している状態のとき。
 - ・保護者自身に障害がある、または疾病・けが、妊娠等の理由により障害児の介護ができない。
 - ・弟妹を幼稚園や保育所へ送迎している時間帯と通学が重なる場合。
 - ・障害児の弟妹が4歳未満で、弟妹を連れて通学の付き添いができない場合。
 - ・保護者が複数人の介護をしていて、通学の付き添いができない場合。
- ② 障害児に医療的ケアがあり、常時介護が必要な場合。
- ③ 保護者が就労しており、学校の通学時間と就労時間が重なる場合。
- ④ 児童に障害があり、保護者が介護できない状態のとき。
 - ・障害の内容、状態といった個々の特性等から、保護者による介護が困難で、サービスの利用が望ましいと考えられる場合。

3 支援の内容

1名の児童・生徒に1名のガイドヘルパーが付き添います。

*1名のガイドヘルパーでは支援が難しい場合は、ご相談ください。

- 通学時の移動の介助
- 通学前後の身の回りの世話や整理。(健康チェック、荷物の確認、戸締り、着替えなど)
- 必要なコミュニケーションの支援

4 支援の範囲

《通学路について》

○ 【自宅】⇔【学校または学校通学のバス停】間が基本です。

○ 支援の範囲は通学路等あらかじめ決められた経路のみです。

習い事や買い物などの「寄り道」は、通学支援の対象にはなりません。

○ 徒歩または公共交通機関の利用が基本です。

車両の利用はできません。（やむを得ず、車両の利用が必要な場合は、事前にご相談ください。）

《時間について》

○ 通学に必要な時間とします。

○ 支給決定期間は、児童・生徒の誕生月末まで最長 1 年間（*）となります。その後継続して利用が必要な場合は、更新の手続きが必要です。

* 小学校卒業時、中学校卒業時については 3 月末が更新月となります。

5 利用の流れ

① 申請・相談

相談窓口は、5 ページの 8 をご覧ください。

② 聞き取り

障害福祉課または障害福祉センターひまわりの職員が、保護者および児童・生徒と面談します。

③ 支給時間の決定、受給者証発行

④ 豊中市障害者相談支援センター相談員と利用面談及びヘルパー事業所選び

保護者及び児童・生徒は、通学支援の利用方法について豊中市障害者相談支援センター相談員と面談を行い、必要に応じ助言を受け、ヘルパー事業者を選びます。

⑤ ヘルパー事業所と契約

⑥ 通学支援計画書作成

豊中市障害者相談支援センター相談員は通学支援計画書を作成し、保護者、学校、相談支援事業所、ヘルパー事業所および市に配布します。

⑦ 利用開始

⑧ モニタリング

豊中市障害者相談支援センター相談員は、定期的に保護者および児童・生徒と面

話し、利用状況などを聞き取ります。通学支援計画書に変更の必要があった場合は、新しい通学支援計画書を作成し、保護者、学校、相談支援事業所、ヘルパー事業所および市に配布します。

6 利用料と利用者の負担

① 利用料

利用時間	利用料（※）
0.5 時間（50 分未満）	2,680 円（2,440 円）
1.0 時間（50 分以上 1 時間 20 分未満）	4,680 円（4,240 円）
1.5 時間（1 時間 20 分以上 1 時間 50 分未満）	6,770 円（6,150 円）
以下、30 分ごと	810～880 円（740～800 円）を加算

※（ ）内は、資格要件が「実務経験 2 年以上」のみのヘルパーからサービスを受けた場合の利用料。

② 利用者の負担

利用者の負担は利用料の 1 割です。

ただし、負担が大きくなるないように、所得に応じた負担上限月額が設けられています。

区分	負担上限額 （月額）
生活保護世帯	0 円
市民税非課税世帯 *保護者の属する世帯全員（18 歳以上）が市民税非課税	0 円
市民税課税世帯 *保護者の属する世帯（18 歳以上）のいずれかが市民税課税	4,000 円

*なお、移動支援（通学支援）、日中一時、訪問入浴、大学修学支援事業を同月に利用された場合は、4 つの事業を合わせた利用者負担の上限額が、月当たり 4,000 円になります。

7 Q&A

Q1	1ヶ月にどれくらいの時間利用できますか？
A	通学に必要な時間を決定します。
Q2	支援学校の送迎に利用できますか？
A	利用できます。バス通学の場合は原則として、自宅とバス停の間となります。
Q3	学校からの下校途中に、直接お店等に行きたいのですが、利用できますか？
A	社会通念上、学校帰りの「寄り道」と考えられる外出については、支援の対象とすることが適当でないと考えられるため、利用できません。
Q4	学校からの下校途中に、習い事に連れて行ってもらえますか？
A	Q3のとおり、通学支援での利用はできません。学校からの帰宅後、自宅からの送迎に限り、移動支援サービスでのご利用ができる場合があります。ただし、習い事中的付き添いについては、支援の対象となりません。
Q5	修学旅行や遠足などで、学校以外の場所が集合・解散場所になっている場合、利用できますか？
A	保護者等で送迎ができない場合は、通学支援で利用できます。なお、行事中の付き添いについては、支援の対象にはなりません。
Q6	部活動のため通学する場合に利用できますか？
A	部活動については、社会参加の意味合いが強く、参加についても任意であることから、通学支援ではなく、移動支援サービスであれば利用できます。ただし、支援の対象となるのは、学校までの送迎についてであり、部活動中の時間については、支援の対象となりません。
Q7	放課後等こどもクラブへの送迎に利用できますか？
A	利用できます。ただし、就労されている方のお迎えの利用については保護者が延長保育を利用した上で、放課後等こどもクラブの開所時間内に迎えに行けない場合となります。また、長期休暇中の利用についても可能です。
Q8	学校から放課後等デイサービスへの送迎に利用できますか？
A	事業所の送迎との区別が不明確であるため、基本的には利用できません。
Q9	学校→日中一時支援事業所→自宅へのルートで利用できますか？
A	放課後の利用であり、事業所での送迎がない場合にはどちらも通学支援の利用ができます。なお、学校がない日の、自宅と日中一時支援事業所への往復には通学支援は利用できません。
Q10	保護者が入院中のため、短期入所を利用中です。短期入所事業所を起点として、利用できますか？
A	個別の事情を勘案して判断しますので、ご相談ください。
Q11	ヘルパーが運転する車で利用できますか？
A	通学支援は、徒歩又は公共交通機関の利用を原則としており、車両の利用はできません。やむを得ず、車両の利用が必要な場合はご相談ください。

	なお、車両利用の場合には、運転手以外にヘルパーが最低 1 名必要となります。
Q12	同行援護、行動援護、重度訪問介護の利用をしていますが、通学支援の利用はできますか？
A	通学に関しては通学支援の利用が優先となります。

【参考：移動支援サービスとは・・・】

- ・屋外での移動が困難な障害のある方に、社会参加や余暇活動などの外出のための支援を行います。
- ・対象となる方は、屋外での移動に著しい制限のある全身性障害者（児）、知的障害者（児）精神障害者（児）または難病等患者です。なお、お子様の場合は小学校 1 年生以上で保護者の体調や就労等の理由により介護できない状況と認められる場合となります。

8 相談窓口

○ 市の申請窓口

豊中市障害福祉課相談支援係	電話 06-6858-2224 FAX06-6858-1122	市役所第二庁舎 1 階
*下記地域以外にお住まいの方。		
障害福祉センターひまわり 相談支援擁護係	電話 06-6863-7061 FAX06-6866-0811	稲津町 1-1-20
※稲津町、今在家町、大島町、小曽根、神州町、北条町、上津島、三和町、島江町、庄内幸町、庄内栄町、庄内宝町、庄内東町、庄内西町、庄本町、千成町、大黒町、利倉、利倉東、利倉西、野田町、服部寿町、服部本町、服部西町、服部南町、服部元町、服部豊町、浜、東寺内町、日出町、二葉町、豊南町東、豊南町西、豊南町南、穂積、三国、名神口、若竹町にお住まいの方。		

○ 豊中市障害者相談支援センター

	センター名	電話・FAX	住所
1	千里障害者相談支援センター	電話 06-6170-6591 FAX 06-6170-6593	新千里南町 2-1-32
2	少路障害者相談支援センター	電話 06-4866-5757 FAX 06-6857-3602	螢池中町 2-3-1-203
3	柴原障害者相談支援センター	電話 06-6848-3737 FAX 06-6848-3666	走井 3-5-32
4	中央障害者相談支援センター	電話 06-6842-2081 FAX 06-6853-5113	中桜塚 1-7-1

5	緑地障害者相談支援センター	電話 06-4866-6006 FAX 06-6866-2950	寺内 1-1-10
6	服部障害者相談支援センター	電話 06-6862-1002 FAX 06-6862-0077	穂積 2-10-20
7	庄内障害者相談支援センター	電話 06-4867-8535 FAX 06-6332-8867	豊南町東 2-6-14

*担当圏域については、次のページをご確認ください。

